

「36 協定」締結の準備に取り掛かりましょう

労働基準法では、労働時間は原則として1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。法定労働時間を超えて労働者に時間外労働や休日労働をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定、サブロク協定）を締結して、労働基準監督署に届出なければならないことになっています。これは医師についても必要なことです。年度ごとに労使協定を締結している医療機関も多いと思いますので、今号では36協定についてお知らせします。

36（サブロク）協定がなければ労働者に残業させることはできません。あらかじめ36協定を締結しましょう

- 36協定とは「時間外労働・休日労働に関する協定届」のことで、時間外労働を行う業務の種類や、1日・1か月・1年当たりの時間外労働の上限時間、休日労働の回数・時間などを定めるものです。
- 36協定を締結することにより、月45時間、年360時間を上限に時間外労働を命じることができるようになります。更に、特別条項付き36協定を締結すれば、次表のとおり限度時間を超えた時間外労働が可能になります。
（医師については、2024年3月末までは特別条項に関する規制が適用されませんので、2023年度までは36協定で上限を定めることができます。）

職種・区分		36協定の時間外労働の 限度時間	特別条項付き36協定の時間外労働の上限時間
医師 (2023年度まで)		時間外労働、休日労働の上限を36協定で定めることができる	
医師 (2024年度から)	A水準	月 45時間以内 年360時間以内 (休日労働を含まない)	月100時間未満（休日労働を含む） ※面接指導等を行った場合に例外あり 年960時間以下（休日労働を含む）
	B・連携B・ C水準		月100時間未満（休日労働を含む） ※面接指導等を行った場合に例外あり 年1,860時間以下（休日労働を含む） ※複数医療機関で働く場合は各医療機関の時間外労働時間を通算すること
医師以外	月100時間未満（休日労働を含む）ただし、次の要件あり ※月45時間を超えてよいのは年6か月以内であること ※時間外労働と休日労働の合計時間数の2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均、6か月平均全てが80時間以内であること 年720時間以内（休日労働を含まない）		

- 36協定についての詳細、様式は厚生労働省のサイトをご覧ください。

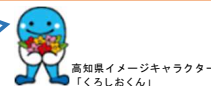
<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/saburoku/>

36協定を締結する際は、労働者の代表者と書面で協定しましょう

- 労働者の代表とは、次の①又は②の者をいいます。

- ①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合
 - ・正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場の全労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。
- ②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者
 - ・正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場の全労働者の過半数を代表していなければなりません。
 - ・36協定を締結するための代表者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手などにより選出する必要があります。
 - ・管理監督者（労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者）は、代表になることができません。

36協定なし（締結せず、又は届出を行わず）で、時間外労働・休日労働をさせた場合や、協定で定めた時間を超えて労働させた場合、労働基準法違反となり罰則が科せられる可能性があります。ご注意ください。



社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます！

高知県医療勤務環境改善支援センター

（事業受託者：一般社団法人 高知医療再生機構）

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ <https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen>

E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp

勤務環境の
ことならお任せ

